

令和5年度奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業に係る質問と回答

	質問内容 ※文面は質問票記載のまま	回答	回答日
1	詳細現地調査等詳細確認の結果、太陽電池が提案通り設置できないなどの理由で、計画容量が少なくなった場合にPPA提案単価の増減の変更協議は可能でしょうか？	業務説明書 P1 2 (1) エ及びP3 2 (4) イに記載のとおり、現地調査等により、やむを得ないと認める事情があれば、設備容量の減少等提案内容を変更することができますので、それに伴い、提案されたPPAサービス料の単価の増減についても変更の協議は可能です。	11月30日
2	図面などでは、屋根の材質や工法などの状態について、太陽光の設置の可否がわからない場合、詳細現地調査等詳細確認で最終判断する前提で、太陽光発電設備の設置容量を提案しても良いですか？	現地調査等の詳細確認で最終判断する前提での提案で差し支えありませんが、図面等では判断できず設備容量に影響しうる懸念事項については、施設ごとにPPA事業対象施設一覧(様式第6号)の備考に記載してください。	11月30日
3	PPAサービス料の提案単価について、施設ごとに別々の単価を提案することは可能でしょうか？(様式6では、提案単価が1つになっている)	実施要領 P7 イ 提案事項等 表中 No.4 に記載のとおり、全ての施設について共通の一定の単価で提案してください。	11月30日
4	各施設の工事可能時期について、学校の休み期間中におこなうなどの制約はございますか？	基本的には制約はありません。ただし、音や振動の発生する工事など配慮が必要な工程については、学校等の施設管理者と調整が必要となります。	11月30日
5	自家消費割合50%以上は、施設ごとに満たす必要はありますか？17校全体でも良いでしょうか？	実施要領 P7 イ 提案事項等 表中 No.3 国交付金の要件上、施設ごとに満たす必要があります。	11月30日
6	蓄電池は全ての施設に設置することが必須でしょうか？	実施要領 P7 イ 提案事項等 表中 No.2 蓄電池は、自家消費割合の確保の観点からも検討の上、可能な限り全施設に設置するよう提案してください。安全性・効率性等の理由から設置できない施設がある場合は、詳細な理由をPPA事業対象施設一覧(様式第6号)の備考に記載してください。	11月30日
7	余剰電力が出た場合、事業者にて外部に販売しても良いでしょうか？	FIT制度、FIP制度の認定を取得しない場合は、可能です。	11月30日
8	構造計算書のない施設について、設置の考え方を示すこととありますが、具体的には何を示せば良いでしょうか？	簡易な構造計算を行うことや、諸法令を満たすよう安全性を確保したこと等を示すように提案してください。	11月30日
9	既存の太陽光発電設備の用途は何に使用されておりますでしょうか。(完全自家消費 or 売電)	既存の太陽光発電設備の用途は主に自家消費ですが、一部施設において僅かに売電しています。	11月30日 12月4日修正
10	各施設の太陽光設備の高さ制限はありますか？	都市計画法等関係法令をご確認ください。 (参考) ●学校所在地一覧 https://www.city.nara.lg.jp/site/kyouiku/list25-1705.html ●奈良市地図情報公開サイト https://naracity.geocloud.jp/webgis/?mp=2	11月30日

	質問内容 ※文面は質問票記載のまま	回答	回答日
11	スケジュールについて、令和6年2月29日までに設置工事完了とあり、議会承認を得ることで令和7年2月末日まで延長ができると記載がありますが、議会承認が得られない場合はどうなりますでしょうか。	実施要領 P1 2 提案公募により実施する業務 (3) 事業中止となります。	11月30日
12	「設置工事完了により連系運転開始が可能となった事を本市において確認した時は、速やかに受注者と電力供給契約を締結するものとする」と記載がありますが、設置工事開始前に電力供給契約を締結することは可能でしょうか。	実施要領 P12 受注候補者選定後の協議・協定締結等 (6) 設置工事開始前に電力供給契約を締結することはできませんが、受注候補者との間で締結する協定において、設置工事後の電力供給契約を担保する内容とする予定です。	11月30日
13	業務説明書の(5)設備仕様のウにて、「太陽光発電設備の据付けを行う際は架台をスラブ等へアンカーボルト等により緊結を行う工法で設置すること。」との記載がありますが、スラブへのアンカーボルト固定は必須でしょうか。アンカーボルトによる固定は漏水のリスクがあるため、設置工法の推奨等があれば教えてください。	業務説明書 P4 (5)設備仕様 ウ 屋上防水性能の維持等に配慮しつつ、スラブ等へ緊結を行う工法で提案してください。	11月30日
14	スラブへのアンカーボルト固定をしない、メーカー独自の新工法による施工は提案可能でしょうか。	業務説明書 P4 (5)設備仕様 ウ スラブ等へ緊結を行わない工法での提案は不可です。受注候補者選定後、現地調査等詳細確認結果を踏まえて、具体的な工法を協議する可能性はございます。	11月30日
15	参加表明後の辞退について、スケジュール上でペナルティが発生する時期とその内容をすべてご教授ください。	実施要領 P6 9 参加表明書の提出 (6) 参加表明後、企画提案書提出の締切までに辞退してもペナルティはありません。企画提案書の審査後、受注候補者名を含む選定結果を市ホームページで公開します。また、受注候補者と締結する協定には、正当な理由なく辞退した場合に違約金を申し受ける規定を定める予定です。	11月30日
16	実施要領 P,1 2.提案公募により実施する業務 (3)履行期間 設備導入工事は、令和6年2月29日(木)までに完工し、それから7日以内に設置工事完了届を提出しなければならない。ただし、事業者の責に帰すことができない事由により、との記載がありますが、事業者の責に帰することの出来ない事由として、設計後の物品調達に間に合わない、対象施設数が多いために作業員確保が出来ないなどは該当する認識でよろしいでしょうか。	物品調達や作業員確保が困難である理由について、全国的な需要の急増や世界情勢等に起因するもの(事業者単独の努力により解消不可能なもの)であると示されれば、基本的には事業者の責に帰することのできない事由に該当するものと考えます。	11月30日
17	実施要領 P.1 2.提案公募より実施する業務 (4)提案額(サービス料) PPAサービス料の単価の参考基準価格は、23.2円/kWh(消費税及び地方消費税を含む。)とする。との記載がありますが、企画提案書の提示金額が、選定後に施設側との協議等により、提案時に予見出来ていない、もしくは追加工程が発生し、企画提案時の提示単価で実行出来ない場合は、貴市と協議が可能との認識でよろしいでしょうか。もしくは企画提案時の提示金額はいかなる理由があっても上回ることは不可となりますでしょうか。	業務説明書P3 2(4)イ「設備容量については、次に掲げる項目等を踏まえ適宜精査し、適切な量とすること。なお、提案における対象施設及び設備容量を基本とし、調査の結果判明したやむを得ないと認める事情(提案段階において図面等では判断がつかない事項等)がない限り、提案の内容を変更することは認めない。」と定めているとおり、やむを得ないと認める事情があれば、企画提案時の提示金額の変更について協議可能とします。	11月30日

	質問内容 ※文面は質問票記載のまま	回答	回答日
18	実施要領 P.2 2.提案公募より実施する業務 (4) 提案額 個別施設で単価を算出した場合に、割高になり全体の契約単価を上昇させる施設・建物は事業者側の判断で提案対象外とさせて頂くことは可能でしょうか。	安全性や効率性の観点から、個別施設や建物を提案対象外としていただくことも可能ですが、その場合は施設ごとに詳細な理由をPPA事業対象施設一覧(様式第6号)の備考に記載してください。	11月30日
19	実施要領 P.1 2.提案公募による実施する業務(4)提案額(サービス料) 様式第5号③国交付金間接交付額の欄に国交付金額と間接交付額と2つの欄がありますが、本公募は重点対策の補助金のみが対象となるため、国交付金だけが対象となり、間接交付額の補助額を受けるものは無いと考えるのですが、2つの欄に記載すべき事項を明示願います。	「国交付金額」は、「工事費総額」のうち「対象経費」として入力した値に交付率を乗じて機械的に計算された値が表示されます。 「間接交付額」には上限額があるため、その範囲内で市から交付する補助金額が表示されます。 なお、太陽光発電設備、蓄電池それぞれの上限額までは、「国交付金額」＝「間接交付額」となります。	11月30日
20	実施要領 P.3 5.公募参加資格(11) 電気主任技術者は提案者のあたりの技術力を確認するために求めるものであり、設備導入後の電気主任技術者は既設を管理される電気主任技術者が担当され、受託者に電気主任技術者業務を求めるものでないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	11月30日
21	実施要領 P.6 10.企画提案書等の提出 企画提案書等に記載すべき、実施概要、体制図及び資料に提出する企業名を記載してよろしいでしょうか。	企業名を記載いただいて差し支えございません。	11月30日
22	実施要領 P.7 10.企画提案書等の提出 (1)提案内容 イ 提案事項等 令和5年度の再生可能エネルギー設置計画容量は全体で694kWとありますが、検討結果の提案容量を下回る計画容量で提案した場合は評価対象となりますでしょうか	設置計画容量(694kW)を下回る設備容量で提案された場合でも、評価の対象となりますが、当該設備容量しか設置できない理由を提案書に記載してください。	11月30日
23	実施要領 P.7 10.企画提案書等の提出 (1)提案内容 イ 提案事項等 令和5年度の蓄電池設置改革容量は全体で195kWhとありますが、1施設単位では過剰な容量と考えるため、195kWh以下の容量を提案した場合は評価対象となりますでしょうか	蓄電池は、自家消費割合の確保の観点からも検討の上、可能な限り全施設に設置するよう提案してください。合計の設置計画容量は195kWhですが、これを下回る設備容量で提案された場合でも、評価の対象となります。その場合は当該設備容量しか設置できない理由を提案書に記載してください。	11月30日
24	実施要領 P.6 10.企画提案書等の提出 (1)提案内容 イ 提案事項等 蓄電池を設置しない方が、提案価格は安価になりますが、蓄電池を設置しない提案は評価頂けませんでしょうか。	蓄電池を全く設置しない提案は認められません。蓄電池は、自家消費割合の確保の観点からも検討してください。	11月30日
25	業務説明書 P.1 2.太陽光発電設備及び蓄電池の導入 (1)事業概要 オ “工事は、原則として日中に行うこととし、近隣住民及び施設利用者に配慮すること。”との記載がございましたが、施設数が多いかつ学校のため工事実施が夏休みや土日などの休日での工事実施も想定していますが、事前のご案内などで施設管理者の了承を頂けたら実施しても宜しいでしょうか。また、平日日中以外の工事実施の場合の人員費等の割増しについても想定で追加しても宜しいでしょうか	学校等の施設管理者との調整となりますが、基本的には平日日中での工事を前提として提案してください。音の出る工事等、平日日中での施工が困難であることが明らかな工程については、割増し賃金で算定いただいて差し支えありません。	11月30日

	質問内容 ※文面は質問票記載のまま	回答	回答日
26	業務説明書 P,1 2.太陽光発電設備及び蓄電池の導入 (1)事業概要 キ 設備の脱着及び仮保管等に伴う費用負担が発生した場合、必要最小限の範囲と記載がありますが、こちらは設備一次撤去、保管、設置に掛かる工事費は全て対象となると考えてよろしいでしょうか	設備の一時撤去、保管、再設置等に掛かる工事費は、必要最小限度の内容や費用となっているか等を確認し判断します。一時撤去及び再設置の方法については、本市と協議の上決定することになります。	11月30日
27	業務説明書 P,2 2.太陽光発電設備及び蓄電池の導入 (1)事業概要 ケ “事業者は、事業期間終了後、導入した設備を自らの費用で速やかに撤去すること。ただし、本市が承諾した場合は、設備を本市に無償譲渡することができるものとする。”との記載がありますが、途中から無償譲渡に条件を変更すると利益供与と国税に判断されるおそれがあるため、無償譲渡前提の提案とさせていただきますよろしいでしょうか	業務説明書P2 2(1)ケに定めるとおり、原則としては事業期間終了後に設備を撤去していただく必要がありますが、事業期間終了後の無償譲渡を前提とする提案は認められません。	11月30日
28	業務説明書 P,2 2.太陽光発電設備及び蓄電池の導入 (4)事前調査、検討 ア 施設の耐荷重の範囲内で設置する設備等を検討とありますが、地震時耐荷重のみで設置可否を判断すればよろしいでしょうか、もしくは構造計算書がある場合は、記載された数値より保有水平耐力などを計算し積載可能かの検討までされるのでしょうか、この場合は採択された後に計算を実施し、設置不可となった施設、建物は対象から外してもよろしいでしょうか	地震時耐荷重で設置可否を判断してください。構造計算書がある場合も地震時耐荷重のみの検討で提案してください。検討の結果、設置不可となった施設は対象施設から除外し、その理由をPPA事業対象施設一覧(様式第6号)の備考に記載してください。	11月30日
29	業務説明書 P,3 2.太陽光発電設備及び蓄電池の導入 (4)事前調査、検討 イ 蓄電池の保証期間は10年以上とすることとありますが、こちら10年で設備寿命がきた場合に、更改は不要でしょうか、設備更改時には補助金が活用できないため更改を料金に含むと契約単価が割高になります。	太陽光発電設備同様、蓄電池については、それぞれの法定耐用年数以上の機能維持を期待しますが、設備更新は不要の前提で提案してください。	11月30日
30	業務説明書 P,5 2.太陽光発電設備及び蓄電池の導入 (5)設備仕様 エ “設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針(最新版)により行うこと。蓄電池については、設備機器の地震力を計算する際には設計用標準震度は耐震クラスSを適用すること。”との記載がありますが、耐震クラスSは必須という認識でよろしいでしょうか。	設備機器及び配管等の固定については、原則、建築設備耐震設計・施工指針(最新版)によりますが、施工及び構造上不可能な固定等については別途協議とします。本業務の対象候補施設は全て避難所として指定されている施設であるため、特に安全性を考慮し、蓄電池については、耐震クラスSを必須とします。なお、屋上や建物内に設けることは重量的に難しいことから、1階や地上設置をご検討ください。	11月30日
31	業務説明書 P,5 2.太陽光発電設備及び蓄電池の導入 (6)工事実施 本事業は、奈良市様が直接設備工事業者に発注する者でなく、受託者が設備工事業者に発注するため公共工事に該当しないという考えでよろしいでしょうか。	市が直接発注する、いわゆる公共工事ではありませんが、業務説明書P5 2(6)に定めるとおり、標準仕様書等に準拠してください。	11月30日
32	業務説明書 P,5 2.太陽光発電設備及び蓄電池の導入 (6)工事実施 エ “施工に当たり、本市の所有施設の利用や安全に支障が起きないように、近隣住民への周知や、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し実施すること。”と記載がありますが、各施設について事前の関係者への説明及び了承状況をお教えます。	施設の所管部署は事業概要を承知していますが、各施設管理者に対する詳細な説明はまだ行っていません。事前の関係者への説明については、受注候補者と本市が協力して行うことを想定しています。	11月30日

	質問内容 ※文面は質問票記載のまま	回答	回答日
33	業務説明書 P,5 2.太陽光発電設備及び蓄電池の導入 (6)工事の実施 オ 現場業責任者は各施設で共通してよろしいでしょうか。	共通の責任者を選任いただいて結構です。	11月30日
34	別紙2 太陽光のパネル設置位置の指定はされていませんが、事業者側で机上検討及び現場調査などにより決定する認識で宜しいでしょうか。	事業者側で机上検討を行ったうえで提案いただき、受注候補者選定後に実施する現場調査を経て市と協議の上、決定する予定です。	11月30日
35	実施要領 P,9 10.企画提案書等の提出 (2)提案内容 ③ 財務諸表 当社はキャッシュフロー計算書の作成義務が無いため作成しておりませんので提出は不要でしょうか	本事業では長期にわたり継続的なサービスを提供いただくため、応募者の財務内容を確認するために貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書の提出をお願いしております。 可能な限りキャッシュフロー計算書を作成し提出いただきたいですが、どうしても作成が困難な場合には、提出は不要です。	12月4日
36	業務説明書 P,1 2.太陽光発電設備及び蓄電池の導入 (1)事業概要 施設の統合、廃止により、該当施設のオンサイトPPAを使用しなくなられた場合は、残存期間の費用を一括支払うことをお願いしてよろしいでしょうか、また移設を希望される場合は、その移設費用は奈良市様で負担頂けますようお願いいたします。	実施要領別紙3で定めるとおり、市の指示による事業の中止・延期や、用途の変更等市の責による事業内容の変更が生じた場合は、本市の責任分担となりますので、施設の統合・廃止により設備を使用しなくなったり移設したりする場合も適正な範囲で本市が負担します。	12月4日
37	別紙3 維持管理関連には「物価変動」に関する記載がありません、本事業は20年間を想定しており、その間の人件費及び交換を要する物品費の上昇は、事業者で全て負担することが困難なため、物価上昇が契約時に3%以上生じる場合は、上昇分は奈良市さまの負担として頂くなどリスク負担を考慮して頂けますようお願いいたします。	実施要領別紙3に定めるとおり、「計画変更」以外の「維持管理費の上昇」については事業者負担が原則ですが、予測し難い事態が生じた場合等の対応については、電力供給契約締結時に協議することとします。	12月4日
38	実施要領 P,3 5.公募参加資格 (11)資格者 本項でもとめられる資格者は、当社が直接発注する協力会社の1次下請会社の資格者でもよろしいでしょうか。	本業務を実施する体制に含まれるのであれば、可とします。なお、実施要領 P11 12(2)評価項目及び審査基準に示すとおり、事業を実施する体制が充実しているかは評価項目となっております。	12月8日
39	実施要領 P,3 5.公募参加資格 (11)資格者 ア.1 級建築士 資格者で求められる1級建築士では無く、一級施工管理技士の資格を有するものでもよろしいでしょうか、本事業は、質疑28の回答にあるように、構造検討は地震時耐荷重のみで決定するため、構造コンサルは不要と考えるためです。	業務説明書 P1 2 (1)イ及びP2 (4)アに示す構造調査、それを基にした設備の検討及びその結果報告を行うこととしており、また本事業は公共施設でのPPA事業であることから、本市の公共工事における設計等業務と同様に一級建築士を含む体制を求めていますのでご理解ください。	12月8日
40	別紙2 17_一条高等学校及び附属中学校 及び 質疑回答28 本校は、地震用(LL)荷重が15kg/m ² と、ご指示があるスラブなどに固定するアンカー工法などでは、荷重がオーバーすることから設置出来ないと考えのですが、本校のみ別の工法で設置を提案することは可能でしょうか	業務説明書 P4 (5)設備仕様 ウ 及び回答14 一条高等学校及び附属中学校については、現在増築及び改修工事のため、候補施設一覧(別紙2)で示す地震用(LL)荷重15kg/m ² は多少余裕を見た値です。同校に係る提案に当たっては、アンカー工法で提案可能な設備のm ² 荷重をPPA事業対象施設一覧(様式第6号)の備考に記載してください。許容範囲を検討の上判断することになります。 また、受注候補者選定後、現地調査等詳細確認結果を踏まえて、別の工法を協議する可能性はございます。	12月8日